JASRAC メンバーの作詞家・作曲家の皆さまへ

楽曲制作を依頼された際にご活用いただけるリーフレットを作成しました

JASRAC メンバーの作詞家・作曲家の皆さまにおかれましては、依頼(委嘱)を受けて楽曲を制作する活動の場をお持ちの方も多くいらっしゃることと思います。JASRAC では、皆さまのそのような活動をサポートするために、皆さまに楽曲制作を依頼する方(依頼主)向けに、委嘱料と著作物使用料の違いなどを正しくご理解いただくことを目的としたリーフレットを作成しました。

△リーフレットをお使いいただく前に

校歌・社歌・市町村歌のほか、広告、映画、演劇・ミュージカル・オペラ、ゲームなどに関する分野で委嘱を受けて制作する書き下ろし楽曲につきましては、JASRACの約款上、当事者間(楽曲を書き下ろした JASRAC メンバーと依頼主との間)の合意があれば、依頼主が楽曲を利用する場合に著作物使用料を免除する制度があります。

(※制度の詳細は、内国資料部(03-3481-2146)までお問い合わせください。)

この制度を利用される場合(依頼主が委嘱作品を利用する場合に著作物使用料を免除する場合)につきましては、今回のリーフレットは対応していません。

依頼主が利用する場合でも原則どおり<u>使用料の支払いを受けることを希望される場合</u>に、今回のリーフレットをお使いください。

例えば次のような場合にリーフレットをお使いください

- ●地方公共団体から「周年事業のために作品を創作してほしい」との依頼を受けたが、委嘱料だけでなく、利用形態に応じた著作物使用料についても予算を確保する必要があることを先方の担当者が認識しているか不安である。
- ●オーケストラから作曲を依頼された。依頼主は、委嘱料を支払うことで、コンサートでの演奏や DVD の制作、ホームページでの配信などの著作物使用料が発生しないことにしたいと主張している。
- ☞ 作詞家・作曲家に楽曲を制作してもらうために必要な「委嘱料(作詞・作曲料)」と完成した 楽曲を利用するために必要な「著作物使用料」とは異なる、ということを説明する補助資料として、 このリーフレットをお使いください。
- ●今回の依頼主は、委嘱料を払えば著作権は自分のものになると考えているようだ。
- ☑ JASRAC メンバーは、原則として著作権を第三者に譲渡すること(買取契約等)ができない、ということを説明する補助資料として、このリーフレットをお使いください。